［項を削る。］	
［略］	

別紙様式第11号（第120条第１項第６号及び第141条第１項関係）　［略］

四　当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該農林中央金庫代理業者である法人を除く。）の業務の内容	
五　変更年月日	
農林中央金庫代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更	理由書

別紙様式第11号（第120条第６号及び第141条第１項関係）　［同左］

一　新たに事業を営む場合には、当該事業の種類	
二　事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類	
三　事業の内容を変更した場合には、当該変更の内容	
四　変更年月日	
［同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年十一月三十日から施行する。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この命令の施行の日（以下この条、次条及び第四条において「施行日」という。）前に農業協同組合法第九十二条の四において読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の三十七第一項の規定に基づき提出された申請書のうち第一条の規定による改正前の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の二第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロに掲げる事項が記載された部分（施行日の三十日前の日前に当該事項に変更が生じた場合であって、同法第五十二条の三十九第一項の規定に基づく届出が提出されていないものを除く。）は、それぞれ第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下この条において「新農業協同組合等信用事業命令」という。）第五十七条の四第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類とみなし、新農業協同組合等信用事業命令第五十七条の三十一第一項第二号及び第三項を適用する。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百八条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の三十七第一項の規定に基づき提出された申請書のうち第二条の規定による改正前の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の二第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロに掲げる事項が記載された部分（施行日の三十日前の日前に当該事項に変更が生じた場合であって、同法第五十二条の三十九第一項の規定に基づく届出が提出されていないものを除く。）は、それぞれ第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下この条において「新漁業協同組合等信用事業命令」という。）第五十条の四第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類とみなし、新漁業協同組合等信用事業命令第五十条の三十一第一項第二号及び第三項を適用する。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の三十七第一項の規定に基づき提出された申請書のうち第三条の規定による改正前の農林中央金庫法施行規則第百十八条第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロに掲げる事項が記載された部分（施行日の三十日前の日前に当該事項に変更が生じた場合であって、同法第五十二条の三十九第一項の規定に基づく届出が提出されていないものを除く。）は、それぞれ第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則（以下この条において「新農林中央金庫法施行規則」という。）第百二十条第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類とみなし、新農林中央金庫法施行規則第百四十七条第一項第二号及び第三項を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この命令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。